

次期地方制度調査会における調査審議に関する 指定都市市長会要請

現在、我が国には、急速に進む人口減少や長期の経済停滞等の深刻な危機が訪れており、高齢化の進行や人口の低密度化等により行政コストが増大する一方、地域資源が限られる中で、今後、あらゆる行政サービスを単独の市町村だけで提供することが困難になると考えられている。

こうした状況において、持続可能な社会と我が国の更なる成長を実現するためには、長年にわたり変わらない都道府県と市町村による画一的な二層制からの脱却など、効率的かつ効果的な地方行政体制を確立するとともに、国家戦略として多極分散型社会の実現を目指し、大都市が持つ豊富な地域資源を最大限に活用し、大都市が中心となって圏域全体を活性化していくなど、我が国の地方自治制度のあり方を抜本的に見直すことにより、日本を牽引する大都市が、その役割を十分に果たすことができる環境を整えることが重要である。

我が国の大都市制度は、平成 25 年に「大都市地域における特別区の設置に関する法律」が施行された一方で、従来から指定都市市長会が提案している「特別市」制度に関しては、第 30 次地方制度調査会答申で検討の意義が認められたものの、未だ法的整備はされていない。

指定都市市長会が提案している「特別市」は、我が国の危機的な状況が見込まれる中、行政サービスの充実や都市の成長による成果を、市民はもとより、周辺自治体も含めた圏域、日本全体に還元していく責務を有するものとしており、急速に進む人口減少等を乗り越え、持続可能な社会と我が国の更なる成長を実現するためには、「特別市」制度の創設を含めた多様な大都市制度のあり方について、今こそ、国において十分な議論が行われるべきである。

こうした中、国は、「持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会」及び「大都市における行政課題への対応に関するワーキンググループ」を設置し、「特別市」をはじめとする大都市制度等について議論を行ってきたところであるが、将来を見据え、我が国の地方行財政制度を持続可能なものとしていくためには、その議論を次期地方制度調査会の調査審議に繋げ、「特別市」の法制化に向けた議論を加速させることにより、地域の実情に応じた多様な大都市制度を早期に実現させる必要がある。

ついては、持続可能な社会や我が国全体の成長に繋がる地方自治制度の再構築を図り、地方自治体が地域の実情に応じた大都市制度を選択できるよう、下記のとおり要請する。

記

- 1 我が国を取り巻く危機的な状況と将来をしっかりと見据え、これまでの国の研究会やワーキンググループでの議論も踏まえ、次期地方制度調査会に「特別市」の法制化を含めた大都市制度のあり方の調査審議を諮問し、議論を進めること。
- 2 次期地方制度調査会に向けた検討を進める際には、現場の実情を知る指定都市に対して、あらかじめ十分な意見聴取を行うこと。

令和 7 年 8 月 6 日
指 定 都 市 市 長 会